



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者からの暴力の 加害者更生に関する調査研究

平成15年4月
内閣府男女共同参画局

目 次

はじめに	1
各国の加害者に関する制度の概要	5
第1 イギリスにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	7
第2 ドイツにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	15
第3 韓国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	23
第4 台湾における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	50
第5 アメリカ(カリフォルニア州)における配偶者からの暴力の加害者 に関する制度等について	39
第6 我が国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	50
海外現地調査に基づく制度の運用状況に関する報告	57
イギリス	59
イギリスにおける加害者更生に向けた取組 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井真知	
ドイツ	81
ドイツにおけるDV加害者対策の概要 立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村正	
韓国	115
韓国における加害者更生に向けた取組 東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員 妹尾栄一	
台湾	143
台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム 上智大学法学部教授 町野朔	
おわりに(展望と課題)	259
巻末参考資料	265

はじめに

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月13日（配偶者暴力相談支援センター等に関する規定については平成14年4月1日）から施行されている。配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的としており、都道府県の婦人相談所その他の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の相談、カウンセリング、一時保護などを行うことや、被害者の申立てに基づいて裁判所が加害者に対し保護命令を発することなどについて規定している。

被害者の保護のためには、その実態等について正確に知る必要があることは言うまでもない。これまで、被害者の実態等に焦点を当てた有意義な調査研究は、様々な機関、団体が行っており、内閣府においても、平成11年度には「男女間における暴力に関する調査」、平成12年度には「配偶者等からの暴力に関する事例調査」をそれぞれ実施したところであり、平成14年度には、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施している。

一方、配偶者からの暴力の防止のためには、被害者の保護とともに、加害者の更生が大変重要となるが、我が国においては、加害者の更生に関する調査研究が十分行われているとは言い難い状況にある。こうした状況を踏まえ、配偶者暴力防止法は第25条において、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」等に関する調査研究の推進に努めるよう規定している。平成14年4月2日に開催された男女共同参画会議においても、加害者に関する調査研究として、「加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である。」ことが意見として決定されている。

そこで、内閣府では、平成14年度に「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」を実施した。調査研究に当たっては、有識者7人からなる研究会を立ち上げ、合計5回の研究会を開催し、関係者からのヒアリングや議論を行った。また、イギリス、ドイツ、韓国、台湾の4か国の海外調査も実施した。

関係者の間では、加害者更生のための指導の方法、いわゆる「加害者更生プログラム」に対する関心が高いところであるが、今回は、各国においてどのような内容のプログラムにより加害者更生を実施しているかについて深く調査研究は行わず、加害者更生を行うための制度や仕組みを中心に調査研究を行ったところである。

したがって、本報告書は、「加害者更生プログラム」の内容についてはほとんど触れておらず、諸外国における加害者更生に関する制度等を中心にまとめている。

なお、本報告書は、研究会における議論などを参考にしつつ、その内容については、内閣府の責任において取りまとめたものである。ただし、本文中、執筆者名が明示されている部分は、内閣府からの依頼により、当該執筆者が執筆を担当した部分である。

配偶者からの暴力の加害者更生については、その必要性も含め、更なる議論が必要な分野であり、調査研究を行わなければならない事項は多く残されている。引き続き、様々な機関によって、有益な調査研究が実施されることを期待している。